様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯綱町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/95/4126/004825.html

執行機関名　飯綱町教育委員会

知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）による就学援助に関する事務（就学援助費関係）
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯綱町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第8の項 飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）による就学援助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条	飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業科に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条　この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒並びに町立の小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童生徒若しくは通常の学級に在籍し、障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施と振興に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第2号）